

## 第5回 国の関与 その1

### 1. 国の関与の手法

#### (1) 関与法定主義

機関委任事務の時代・・・とくに法令の規定がなくても、指揮監督のために必要な措置を執り得る（旧自治法 150 条の理解）。

新自治法・・・機関委任事務の廃止。包括的な指揮監督権も廃止。関与につき、法律またはこれに基く政令の根拠を要する。法律による行政の原理の行政主体間における具体化。助言・勧告についても同様の根拠が必要。対等関係の強調。

#### (2) 関与の基本原則（245 条の3）

##### (a) 自治事務の原則的な関与類型

助言・勧告、資料の提出要求、是正措置要求、協議

Cf. 法定受託事務：助言・勧告、資料の提出要求、同意・許可・認可・承認、指示並びに代執行

##### (b) 必要最小限の原則、自主性・自律性への配慮の原則

##### (c) 各類型別の関与の原則

「代執行」および「基本類型外の関与」

自治事務の処理に関しては、国は、できる限り、「代執行」および「基本類型外」の関与を設けないようにすべし。法定受託事務に関しては、国は、できる限り、「基本類型外」の関与を設けないようにすべし。

「協議」

「計画の調和の保持」および「施策の調整」以外の場合については、普通地方公共団体の事務の処理に関し、国または都道府県との「協議」を要することのないようにすべし。

自治事務に係る同意

自治事務に関しては、「同意」は関与の原則的な基本類型ではない。施策の整合性を確保しなければ、これらの施策の実施に著しく支障が生じると認められる場合を除き、「同意」を要することとすることのないようにしなければならない。

自治事務に係る「許可、認可、又は承認」

法人設立等、これ以外の方法によってその処理の適正を確保することが困難である場合を除き、「許可、認可又は承認」を要することのないようにしなければならない。

自治事務に関する「指示」

法文どおり。

#### (3) 一般的根拠に基く関与

個別の法律による関与をできるだけ廃止、縮減する。一般ルールである自治法の事後的関与に収斂させる。

## 自治法上の一般的な根拠規定

技術的な助言および勧告（245条の4）

資料の提出の要求（245条の4）

自治事務に係る是正の要求（245条の5）

市町村の処理する自治事務に係る都道府県の執行機関の是正の勧告（245条の6）

法定受託事務に係る是正の指示（245条の7）

法定受託事務に係る代執行（245条の8）

## と について

### [ 改正点 ]

- ? 「その担任する事務の運営その他の事項について」 ? 「その担任する事務に関し、・・・普通地方公共団体の事務の運営その他の事項について」
- ? 「資料の提出要求」の要件
- ? 都道府県知事等が市町村に対して行う助言・勧告等に関する各大臣の「指示」について規定した。

### [ 新法の特記事項 ]

- ・勧告は助言よりも強い。自治体は勧告を尊重する義務を負うが、勧告に従うべき義務を負わない。
- ・自治体は資料の提出要求を尊重する義務を負うが、それに応じなければ違法になるというものではない。
- ・これらの関与は、係争処理手続の対象となる「処分その他公権力の行使」に当たる関与（250条の13）ではない。

## 是正の要求（245条の5）について

旧自治法 246 条の 2 第 1 項 内閣総理大臣は、普通地方公共団体の事務の処理又はその長の事務の管理及び執行が法令の規定に違反していると認めるとき、又は確保すべき収入を不当に確保せず、不当に経費を支出し、若しくは不当に財産を処分する等著しく事務の適正な執行を欠き、且つ、明らかに公益を害しているものがあると認めるときは、当該普通地方公共団体又はその長に対し、その事務の処理又は管理及び執行について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。普通地方公共団体の長が当該普通地方公共団体の条例、議会の議決又は法令の規定に基きその義務に属する事務の管理及び執行を明らかに怠っていると認めるときも、また、同様とする。

[ 特記事項 ] 主として自治事務に対する関与。具体的措置の内容は自治体の裁量。必要最小限。係争処理手続の対象。是正の要求の主体は各大臣。

[ 都道府県が行う是正の要求 ]

市町村の自治事務 + 第 2 号法定受託事務 ? 大臣の指示で都道府県知事が要求する (法定受託事務の扱い)。緊急時は大臣も可。

[ 是正の要求の要件 ]

? 法令違反

? 著しく適正を欠く場合

eg. 確保すべき収入を不当に確保しない、不当に経費を支出する、不当に財産を処分する。 + 「明らかに公益を害していると認めるとき」

[ 是正の要求の効果 ]

「必要な措置を講じる義務」の意味

? 係争処理の対象 (第 4 次勧告)

是正・改善義務を発生させる。逆に言えば、係争処理手続の対象とするための法的、技術的な処理。

? 是正の勧告との効果の違いを明らかにする。

是正の勧告 (245 条の 6) について

都道府県の自治事務という位置づけ

あくまで勧告、その効果は尊重義務に留まる。

係争処理手続の対象にはならない。

是正の指示 (245 条の 7) について

法定受託事務に対する関与

措置の内容まで拘束する。

自治法上の一般的根拠 (本条のこと) に基く「指示」は事後的な「指示」に留まる。事前の関与は「処理基準」の設定のみ。

都道府県の関与の構造は「是正の要求」と同じ。

各大臣は、市町村の処理する第 2 号法定受託事務については、「是正の要求」しかできない。

代執行 (245 条の 8) について

勧告 ? 指示 ? 訴訟 Cf. 職務執行命令

市町村が処理する第 1 号法定受託事務に対して都道府県が行う代執行は、都道府県が行う法定受託事務の扱い。